

2004年度 第2回特許セミナー

「学生・教職員のための特許セミナー」

開催日：2004年11月17日(水) 14:00～16:00

会場：青山学院大学 相模原キャンパス F棟 204教室

会場案内図は青山学院大学 web サイトをご覧ください。

お車でのご来場はお断りします。

共催：青山学院大学総合研究所自然科学研究部

青山学院大学理工学部

後援：青山学院大学理工学会

参加希望者は下記までご連絡お願いいたします。当日参加も歓迎いたします。

お問い合わせ先：青山学院大学 相模原事務局 研究支援ユニット

TEL：042-759-6056 (ダイヤルイン)

E-mail：sawabe@ee.aoyama.ac.jp

<プログラム>

司会：研究支援ユニットマネージャー 小松 繁

14:00～

挨拶

総合研究所自然科学研究部長 降旗 千恵

14:05～

「TAMA-TLO と技術移転 ―大学が支える新製品開発―」

TAMA-TLO(株) 代表取締役社長 井深 丹

大学発の研究成果から新製品を生み出すにはTLOの存在が欠かせない。TAMA-TLOは研究成果の特許化、技術移転だけでなく、公的資金による産学連携研究開発の企画、運営も行い、製品化やその販路支援までも行っている。TAMA-TLOの成功事例や最近のトピックスを紹介し、将来の展望を述べる。

14:35～

「研究成果の権利化とその活用 ―研究成果を特許出願するには―」

三好内外国特許事務所 副所長 鈴木 壯兵衛

平成 14 年法改正により、それまで明細書の一部であった「特許請求の範囲」が明細書から分離され、独立した出願書類となった。特許協力条約(PCT)での国際特許出願の電子化や国際間の書類データ交換の必要性等の要請から、PCT が定める出願様式に合わせたようである。即ち、特許法第 36 条第 1 項柱書きには「特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない」とあり、第 2 項には、「願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない」と規定されている。したがって、出願書類とは、「願書」、「明細書」、「特許請求の範囲」、必要な「図面」及び「要約書」が該当する。欧州特許 (EPC) 法 78 条(1)は、明細書と請求の範囲は別書きになっており、両者はもともと分離された別書面になっているが、米国特許法 112 条は、クレームは明細書の一部であると規定している。

本講では、特許法第 36 条が規定する出願書類のうち、「願書」を除く、「明細書」、「特許請求の範囲」、必要な「図面」及び「要約書」を、「出願書類」として説明する。

15 : 10～

「エピタキシャルダイヤモンドの選択成長に関する特許出願
一出願した技術内容と応用例について」

電気電子工学科教授 澤邊 厚仁

最近出願したエピタキシャルダイヤモンドの選択成長技術に関する特許について、技術的な内容と応用面への展開について、出来るだけ分かりやすく紹介する。また、時間に余裕があれば、特許に対する私自身の考え方も紹介する。

15 : 35～

「私の特許創め考」

機械創造工学科教授 林 光一

これまでに特許などは考えたこともなかったのですが、出してみようと決心してからは、結構楽しい時間を過ごしました。ということで、私の話は、特許を”始めた”のではなく”創めた”わけです。今回申請した特許のことを含めて、オリジナリティーについて話してみます。タイトル中の”考”は、考案の意味を含んでいます。

16 : 00～

挨拶

理工学部長 稲積 宏誠

理工学部 教授 竹本 幹男